

2 融資・税制等

融資・保証等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業新事業活動促進法に基づく「創業」支援	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象 創業しようとしている方、及び創業5年未満の方 ●支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会による信用保証:無担保・無保証で、上限は1,500万円まで ・(独)中小企業基盤整備機構による債務保証制度 ・エンジェル税制(別掲) ・中小企業投資育成(株)の支援(別掲) 	中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5658 中小企業庁経営支援部創業・技術課 TEL:03-3501-1816 (独)中小企業基盤整備機構 TEL:03-5470-1575
中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」支援	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象 事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業者、組合等 ●支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・政府系金融機関による「設備資金」、「長期運転資金」に対する低利融資制度 ・信用保証の特例:限度枠の別枠化 ・課税の特例:設備投資減税、留保金課税の停止 ・高度化融資制度:融資条件の優遇措置 ・中小企業投資育成(株)の支援(別掲) ・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 ・特許料等の減免措置 ・販路開拓コーディネート事業:新商品等の紹介、取次ぎ 	中国経済産業局産業部中小企業課 TEL:082-224-5661 中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763 各県中小企業担当課(巻末参照)
地域中小企業再生ファンド	再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて、資金供給や経営支援を行う。	各中小企業再生支援協議会(巻末参照)
ファンド出資事業	投資事業有限責任組合(ファンド)への出資を通じ、ベンチャー企業等の資金調達を支援。	(独)中小企業基盤整備機構 中小企業・ベンチャー総合支援センター 中国 TEL:082-270-5333
事業継続ファンド	後継者不在等の事業承継問題により新たな事業展開が困難な中小企業に対し、新事業展開を通じた経営の向上を目的とするファンドが資金供給や販路開拓等の経営支援を行う。	(独)中小企業基盤整備機構中国支部 TEL:082-502-6555
中小企業投資育成株式会社による投資	株式、新株予約権、新株予約券付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実を図る。	大阪中小企業投資育成(株) TEL:06-6341-5476
小規模企業設備資金貸付制度	小規模企業者等に、経営基盤の強化又は創業に必要な設備を導入するための設備資金の1/2を無利子貸付。	各県の中小企業支援センター等 (巻末参照)
小規模企業設備貸与制度	小規模企業等が経営基盤の強化及び創業に必要とする設備について、設備貸与(割賦販売・リース)。	
新事業育成資金	新規性、成長性が認められる新たな事業を行う者に対する融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工組合中央金庫各支店(巻末参照)
女性・若者/シニア起業家支援資金	女性、30歳未満または55歳以上の者であって、新規開業する者または新規開業して概ね5年以内の者への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照)
新事業活動促進資金	経営革新への取り組みや異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等に取り組む中小企業への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工組合中央金庫各支店(巻末参照)
経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)	一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる者への融資。	

制度名	制度の概要	問い合わせ先
金融環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的にはその経営が安定することが見込まれる者への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工組合中央金庫各支店(巻末参照)
取引企業倒産対応資金 (セーフティネット貸付)	取引企業の倒産により、経営に困難をきたしているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる者への融資。	
企業再生貸付 (事業再生支援資金、企業 再建・事業承継支援資金)	中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行なうなど、経営再建に取り組む必要があり、特定の要件に合致する者または、後継者不在の事業を承継する者への融資。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照)
再チャレンジ支援融資制度 (再挑戦支援資金)	廃業歴等がある中小企業者で、新たな創業にチャレンジする者や事業開始後5年以内の者を対象に、設備資金及び長期運転資金を融資。	
新規開業資金 (新企業育成貸付)	新たに開業する者、開業後 5年以内の者への資金貸付。	
第三者保証人等を不要とする融資	第三者の方に保証人を依頼することや担保の提供が困難な場合に、家族や社内の役員等を保証人とする融資。	
地域雇用促進資金	雇用増加が見込まれる者への貸付。	
新創業融資制度	事業計画の的確性を審査し、無担保、無保証人で創業者に融資を行う。	日本政策金融公庫各支店(巻末参照) 商工会、県商工会連合会、商工会議所等 (巻末参照)
小規模事業者経営改善資金 融資制度 (マル経融資)	商工会、商工会議所等の経営指導員による経営指導を受け経営改善に取り組む小規模企業に対する無担保・無保証人・低利の融資。	
企業再建支援貸出制度	過剰債務を抱えているが、自己のリストラ努力により再建を図ろうとする場合等の資金貸出。	商工組合中央金庫の各支店(巻末参照)
事業再生支援貸付	中小企業が事業再建や事業継承を行う際に必要な設備資金及び運転資金を融資。	
信用保証制度 (中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度)	<p><社債(私募債)保証制度> 中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会が行う債務保証。</p> <p><資金繰り円滑化借換保証制度> 信用保証協会の保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金の一本化等を促進することにより、資金繰りを円滑化。</p> <p><セーフティネット保証制度> 取引先企業の倒産、自然災害等により経営の安定化に支障を生じている中小企業者の資金調達の円滑化を図るために、一般の保証枠とは別枠で保証を行う。流動資産を担保として中小企業が円滑に融資を受けられるよう、信用保証協会による「売掛債権担保融資保証制度」を拡充した新たな保証制度。</p> <p><再挑戦支援保証制度> 一度経営に失敗した者が再起業する際の資金調達を支援する措置としての保証制度。</p> <p><事業再生保証制度> 法的再建手続きを利用して事業再生を図ろうとする中小企業に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行う措置としての保証制度。</p>	各県の信用保証協会(巻末参照)
新規事業育成融資	高い技術力を持つ企業が行う、新製品・新商品の開発などに対する融資。	日本政策投資銀行 中国支店 TEL:082-247-4311(代) 松江事務所 TEL:0852-31-3211(代) 岡山事務所 TEL:086-227-4311(代)

(各県)

制度名	制度の概要	問い合わせ先																
鳥取県																		
新規参入資金、 経営改善対策特別資金 (企業自立サポート融資の 一つ)	県内の中小企業者等が、新分野進出に必要な資金及びそれに 伴う経営改善に必要な借換資金を融資する。	鳥取県商工労働部経済通商総室 経営支援チーム TEL:0857-26-7249																
環境産業支援資金融資事業	県内廃棄物の減量化・リサイクルを推進するために、県内にお けるリサイクルに寄与する施設・設備の整備事業を県が認定し、 有利な条件で金融機関からの融資が受けられる制度。																	
企業参入支援資金	新たに農業経営を開始しようとする企業に対し、機械・施設の導 入に必要な資金を融資(金利1.8%(H21.5現在)、償還期間15年 以内(うち据置期間7年以内)、融資率100%、貸付限度額2億円)	鳥取県農林水産部経営支援課金融係 TEL:0857-26-7260																
島根県																		
中小企業融資制度	中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資 金の融資を、金融機関の協力を得て行います。	島根県商工労働部中小企業課 TEL:0852-22-5883																
岡山県																		
融資制度 (事業再生資金・経営革新資金)	再生計画の策定・実行により事業の再生を図る中小企業者等 や、新分野進出計画に従って事業を行う建設業者を低利・低保 証料の融資制度で支援する。	岡山県産業労働部経営支援課 TEL:086-226-7361 岡山県信用保証協会 TEL:086-243-1122 中国銀行ほか 岡山県融資制度取扱金融機関																
広島県																		
中小企業新事業活動促進法 に基づく承認・支援	中小企業者が新たな取組みによる「経営革新計画」を作成し、 知事による承認を受けた場合に、該当する支援策の利用が可 能になる。 ・低利の融資、税制の特例、信用保険の特例 外 ※計画の承認を受けても、支援策の利用には、別途金融機関 等各支援機関の審査が必要	広島県商工労働局経営支援課 TEL:082-513-3371 Mail: syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp																
労働支援融資 (雇用促進支援資金)	事業拡大などに伴い、正社員を雇用する場合に利用できる融資 制度(非正社員から正社員の転換を含む。) ・貸出利率 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">固定金利</th> <th colspan="2">変動金利(1年超に適用)</th> </tr> <tr> <th>保証無</th> <th>保証付</th> <th>保証無</th> <th>保証付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.97%</td> <td>1.67%</td> <td>1.77%</td> <td>1.47%</td> </tr> </tbody> </table> ・融資限度額:7,000万円 ・融資期間: 運転 5年(据置1年) 設備 10年(据置3年) (運転・設備資金を併用する場合は、運転資金の融 資期間を適用する。) ・金融機関(保証協会)による審査が必要 ・県の融資承諾が必要 ・利率はH21.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動 する。(短プラの変動に応じて随時見直し)	区 分				固定金利		変動金利(1年超に適用)		保証無	保証付	保証無	保証付	1.97%	1.67%	1.77%	1.47%	広島県商工労働局金融課 TEL:082-513-3321 Mail: syokinyu@pref.hiroshima.lg.jp
区 分																		
固定金利		変動金利(1年超に適用)																
保証無	保証付	保証無	保証付															
1.97%	1.67%	1.77%	1.47%															

制度名	制度の概要	問い合わせ先																
環境保全融資	<p>公害防止施設等の設置・改善、低公害車等の購入、環境マネジメントシステムの導入、土壌汚染対策等を行うおとする中小企業者等が利用できる融資制度</p> <p>・貸出利率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">固定金利</th> <th colspan="2">変動金利(1年超に適用)</th> </tr> <tr> <th>保証無</th> <th>保証付</th> <th>保証無</th> <th>保証付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.97%</td> <td>1.67%</td> <td>1.77%</td> <td>1.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・融資限度額:5,000万円 (環境マネジメントシステムの導入は、2,000万円)</p> <p>・融資期間:10年(据置3年) (環境マネジメントシステムの導入は、5年(据置1年)) (土壌汚染対策は、7年(据置1年))</p> <p>※別途金融機関及び信用保証協会の審査が必要 ※利率はH21.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。 (短プラの変動に応じて随時見直し)</p>	区 分				固定金利		変動金利(1年超に適用)		保証無	保証付	保証無	保証付	1.97%	1.67%	1.77%	1.47%	<p>広島県環境県民局循環型社会課 TEL:082-513-2951 Mail: kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp</p>
区 分																		
固定金利		変動金利(1年超に適用)																
保証無	保証付	保証無	保証付															
1.97%	1.67%	1.77%	1.47%															
産業支援融資 (事業活動支援資金)	<p>「経営革新計画」等計画の承認(又は認定)を受けて行う事業や、事業転換・多角化などにより新分野への進出を実施する中小企業者等が利用できる融資制度</p> <p>・貸出利率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">固定金利</th> <th colspan="2">変動金利(1年超に適用)</th> </tr> <tr> <th>保証無</th> <th>保証付</th> <th>保証無</th> <th>保証付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.97%</td> <td>1.67%</td> <td>1.77%</td> <td>1.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・融資限度額:2億円(うち、運転資金は6,000万円)</p> <p>・融資期間:運転 7年(据置3年) 設備 10年(据置3年)</p> <p>・計画の承認等を受けても、別途金融機関及び信用保証協会の審査が必要・県の融資承諾が必要・利率はH21.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。 (短プラの変動に応じて随時見直し)</p>	区 分				固定金利		変動金利(1年超に適用)		保証無	保証付	保証無	保証付	1.97%	1.67%	1.77%	1.47%	<p>広島県商工労働局金融課 TEL:082-513-3321 Mail: syokinyu@pref.hiroshima.lg.jp</p>
区 分																		
固定金利		変動金利(1年超に適用)																
保証無	保証付	保証無	保証付															
1.97%	1.67%	1.77%	1.47%															
<p>※上記(広島県)の他に、事業再生に当たっては、次の資金融資も利用可能(それぞれに要件、限度額、融資期間等の規定あり)</p> <p>・小規模融資(小口零細企業資金、無担保資金、無担保・無保証人資金)、経営安定融資(一般資金、売掛債権担保資金)、緊急対応融資(セーフティネット資金(国・県)、緊急経営基盤強化資金、特別資金)</p>																		
山口県																		
中小企業制度融資	<p>県と民間金融機関が協調して実施するもので、県が融資利率や融資期間など制度の条件を定め、融資は民間金融機関から行われる。</p>	<p>山口県商工労働部経営金融課 TEL:083-933-3188 山口県信用保証協会 TEL:083-921-3090</p>																

税制

制度名	制度の概要	問い合わせ先
エンジェル税制	<p>特定の中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家に対する課税の特例措置。</p>	<p>中国経済産業局産業部参事官 (中小企業新事業担当) TEL:082-224-5661</p>
留保金課税制度	<p>特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、資本金1億円以下の中小企業は課税対象から除外。資本金1億円超の場合でも、法律上の承認を受けた場合の不適用措置有り。</p>	<p>国税庁、国税局(事務所)、または 税務署の税務相談窓口</p>
中小企業投資促進税制	<p>中小法人等がソフトウェア・機械・装置その他の対象設備・資産を導入した場合の税額控除又は特別償却。</p>	<p>国税庁、国税局(事務所)、または 税務署の税務相談窓口</p>
人材投資促進税制	<p>従業員の訓練を実施した場合、教育訓練費の一定の割合を法人税・所得税から税額控除。</p>	<p>経済産業省経済産業政策局 産業人材参事官室 TEL:03-3501-2259</p>